

○勝山市災害等危機管理の初期行動に関する規程

平成17年5月24日

訓令第2号

改正 平成19年3月30日訓令第10号

平成21年6月3日訓令第1号

令和2年3月31日訓令第22号

令和4年3月31日訓令第21号

庁中一般

(趣旨)

第1条 災害、大規模な事故及び市政運営に関与する重大事件(以下「災害等」という。)に関し、危機管理の初期行動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害等の発生報告)

第2条 職員は、災害等の発生を察知し、又はその恐れがあると判断したときは、直ちに所属課長に報告し、所属課長は危機管理幹を通じ市長、副市長、教育長に報告しなければならない。

(危機管理対策会議)

第3条 危機管理幹は、市長の命を受け、必要に応じ危機管理対策会議(以下「会議」という。)を開催しなければならない。

2 会議の議長は市長が務め、市長不在のときは副市長が、副市長不在のときは危機管理幹がこれを代行する。

(会議の出席者)

第4条 会議の出席者は、市長、副市長、教育長及び理事級職員とする。ただし、必要があると認めるときは、災害等に関する担当職員を出席させることができる。

(会議事項)

第5条 危機管理幹は、担当課長と連携し災害等の正確な情報及び状況の把握に努め、会議にその対策を図るものとする。

2 危機管理幹は、前項の対策を担当課長に伝達し、全庁体制で災害等の応急対策が図れるように努めるものとする。

(会議の事務局)

第6条 会議の事務局は、総務課危機管理防災係に置く。

(災害等に対する態勢)

第7条 気象警報等による災害対策本部等を設置しない場合でも、危機管理幹は関係課長と協議のうえ市長に報告し、災害等に備え必要な職員の待機及び配備態勢をとるものとする。

(現場の指揮等)

第8条 災害等に対する現場の指揮は、会議で指名された担当課長が当たり、危機管理幹を通じ、適宜市長に報告する。

(災害等の被害報告)

第9条 地域防災計画における災害情報収集伝達計画に規定する県への被害状況報告は、危機管理担当課と消防本部が連絡を密にして集約し、危機管理幹が市長の承認を得た後に報告するものとする。ただし、緊急かつ報告の暇がない場合、危機管理幹の判断により報告するものとする。

(災害等の自主応援)

第10条 福井県・市町村災害時相互応援協定第8条に基づく自主応援は、危機管理幹が市長の命を受けて行うが、緊急を要する場合危機管理幹は、応援の準備等について、あらかじめ関係課長と協議できるものとする。

(その他)

第11条 その他必要な事項は状況により、市長の指揮命令によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月24日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第10号)抄

1 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月3日訓令第1号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第22号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第21号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

○防災会議条例

昭和37年12月27日

条例第17号

改正 平成12年3月29日条例第2号

平成24年3月26日条例第17号

平成24年12月21日条例第7号

令和4年12月15日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、勝山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 勝山市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて勝山市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員の定数は30名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 福井県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市議会議長及び常任委員長
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長、消防署長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月15日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# ○勝山市災害対策本部条例

(昭和37年12月27日条例第18号)

改正 昭和38年4月1日条例第7号 平成8年9月27日条例第13号  
平成24年12月21日条例第7号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、勝山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員は、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## (その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(昭和38年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成8年9月27日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成24年12月21日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 災害対策本部運営要綱

平成17年9月1日

告示第32号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 配備(第8条—第11条)
- 第3章 被害状況等の取扱(第12条・第13条)
- 第4章 応援協力(第14条・第15条)
- 第5章 職員の心得(第16条・第17条)
- 第6章 その他(第18条・第19条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、勝山市災害対策本部条例(昭和37年勝山市条例第18号)第5条の規定に基づき災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、災害に関する情報収集、災害予防及び災害対策の迅速、円滑かつ適切な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (組織及び事務分掌)

第2条 本部は、勝山市役所、勝山市福祉健康センター「すこやか」又は勝山市体育館「ジオアリーナ」に設置する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。この場合において、継承順位は副市長を先任とする。
- 4 副本部長に事故があるとき又は欠けたときは、危機管理幹が代行する。
- 5 本部の組織及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

#### (統括調整部)

第3条 本部長は、総合的に補佐及び調整を実施する統括調整部を設置する。

- 2 統括調整部は、危機管理幹、政策幹、技幹及び消防長をもって充てる。
- 3 統括調整部長は危機管理幹をもって充てる。
- 4 統括調整部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

5 統括調整部においては、分掌事務を効率的に処理するため、各関係課職員を部員に命じ、対策及び体制を整備しておかなければならない。

6 統括調整部長は、各部等との連絡調整を推進するため必要があると認めるときは、統括調整会議を招集することができる。

(本部会議)

第4条 災害対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、本部に本部会議を設置する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、各部長、防災安全専門官及び本部長が指定する職員をもって構成し、本部長が主宰する。

3 本部長は状況に応じて、県、社会福祉協議会、自衛隊、消防、警察等の機関から派遣された連絡員の同意を得て、オブザーバーとしての意見を求めるものとする。

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部は災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると市長が認めたときに開設し、災害が発生するおそれがなくなったとき、災害が拡大するおそれがなくなったと市長が認めるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと市長が認めるとき閉鎖する。

2 本部の開設の基準は、別表第3のとおりとする。

(地区災害対応支部)

第6条 本部長は、災害の状況に応じて、地区災害対応支部を開設及び閉鎖する。

2 開設の場合、まちづくり会館及びコミュニティセンター(以下「まちづくり会館等」という。)に派遣する市職員で最上級者を地区災害対応支部長に充てる。この場合において、支部長には、努めて課長級職以上を充てるものとする。

3 地区災害対応支部等の職員が不足すると認めた場合、本部から支援のための職員を適時適切に派遣する。

4 支部長に指定された職員は、他の派遣された職員のみならず、まちづくり会館職員も指揮するものとする。

5 まちづくり会館等に派遣される予定の職員は、災害時に備えて普段から、努めて担当地区の自主防災組織、民生委員、消防団等と関係を深めておくとともに、地区内の事情の細部についても精通しておかなければならない。

6 地区災害対応支部の業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 本部との連絡調整に関すること。

- (2) 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- (3) 区長及び民生委員等を通じた被害状況等の情報収集に関すること。
- (4) その他本部長から命じられた事項

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、航空機の墜落、大規模な山岳遭難、大規模な山林火災等、遠隔地で、かつ局所的に大規模な被害が生じ、本部長が現地外部機関等との連携強化が必要と認める場合に現地対策本部を設置するものとする。

- 2 現地災害対策本部長は、政策幹等をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部は、本部長が必要と認める場合、当該被害地区の地区災害対応支部を一時的に指揮下に入れることができる。

## 第2章 配備

(配備の基準及び編成計画等)

第8条 本部長は、災害による被害の局限を図るため、本部長の指揮の下、職員総員により迅速かつ強力な非常体制を整備する。

- 2 職務担当等の基準については、別表第3のとおりとする。ただし、災害が切迫している場合は、注意体制及び警戒体制を設置せず、災害対策本部を直ちに設置する。

(注意体制下の活動)

第9条 注意体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 危機管理幹は総務課長に命じ、県及び気象台等の関係機関を主な情報源とし、気象、その他災害に関する情報を積極的かつ適切に収集処理及び分析し、関係課長等に効率的に配布するものとする。
- (2) 危機管理幹は必要に応じて関係課長等を招集し、災害連絡会議を開催する。

(警戒体制下の活動)

第10条 警戒体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 危機管理幹は、関係課長等と情報連絡体制を強化するために、災害対策警戒連絡室を設置する。
- (2) 関係課長等は、配備の方法及び所要人員等について、警戒体制から速やかに本部体制に切り替えられるように体制を整備しておく。なお、災害対応等が長期間になる場合に備え、シフト勤務についても、先行して十分考慮するものとする。

(本部体制の活動)

第11条 本部体制における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本部を設置したときは、県等の各関係機関に直ちに通報するとともに、議会及び報道機関を通じ公表し、本部の標識を市庁舎正面玄関等に掲示する。
- (2) 統括調整部において、県及び関係機関と連絡をとり、気象、被害の状況、被害予測、交通の状況その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部長及び地区災害対応支部等に通報に連絡しなければならない。
- (3) 本部長は、SNS、ホームページ等を通じ、市民にも速やかに伝達する。
- (4) 全職員は、本部長から別命あるまでは、原則として災害対応に集中するものとする。ただし、市政の運営上、災害対応以外の業務に必要最低限従事する職員については、市長が勝山市業務継続計画(BCP)において定めるほか、柔軟に対応するものとする。
- (5) 各部長及び地区災害対応支部長は、次の処置をとり、その状況を統括調整部長を通じて本部長及び副本部長に報告するものとする。
  - ア 担当する装備、物資、資機材、設備、機械等の準備に関すること。
  - イ 所属人員の参集状況に関すること。
  - ウ その他災害に関連し必要とされること。

### 第3章 被害状況等の取扱

(被害状況等の取扱)

#### 第12条

- 1 統括調整部は、各部長、地区災害対応支部及び関係機関より被害状況を取りまとめて、適切に本部長に報告するとともに、福井県危機管理課長を通じ県知事に通報しなければならない。
- 2 県知事に対する報告様式は「福井県地域防災計画」を準用するものとする。
- 3 統括調整部長は、被害状況等を必要のつど報道機関に発表するものとする。

(人員の調整)

第13条 本部長は、情勢に応じ、統括調整部、各部及び地区災害対応支部等の人員の増減員等並びに体制の変更について適時適切に指示する。ただし、災害対応等が長期間になることが予想される場合は、職員の職務遂行上の効率性の維持及び健康管理の観点からシフト勤務についても十分留意する。

### 第4章 応援協力

(応援協力)

第14条 災害応急対策等を実施するに当たり、各部の職員で不足すると判断する場合は、当該部長は統括調整部長を通じ、本部長に対し応援を上申しなければならない。

- 2 上申を受けた本部長は、各部の業務の緊急性、重要性及び業務量等を比較衡量等し、応援の可否等について決定する。
- 3 各部長は災害対策に関し、県、近隣市町、公共的団体その他関係機関の協力を必要とする場合は、その旨を統括調整部長を通じ、直ちに本部長に報告しなければならない。
- 4 本部長は、前項の報告があったときは、県、近隣市町、公共的団体その他関係機関に対し協力を要請するものとする。
- 5 災害ボランティアセンターの設置場所については、原則として勝山市福祉健康センター「すこやか」とし、災害対策本部にボランティアセンターの連絡員が派遣されるように調整を推進する。ただし、通常時から福祉課は、災害ボランティアセンター及び窓口が効率的に運営されるように十分に調整を行っておくものとする。
- 6 市以外の防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、人員の応援についての要請があった場合は、本部長はこれに協力するため市職員を派遣することができる。

(自衛隊の災害派遣要請)

第15条 本部長が自衛隊の災害派遣要請が必要と認める場合は、「福井県地域防災計画」に基づき、福井県危機管理課長を通じ県知事に要請するよう求めるものとする。

- 2 事故等により県に要請することができない、又は被害が切迫していて県への手続の時間が無い場合等は、災害対策基本法第68条第2項の2に基づき自衛隊の指定された部隊長に直接要請する。

## 第5章 職員の心得

(職員の心得)

第16条 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生するおそれがあることを察知したときは、直ちに所属長に連絡をとり登庁しなければならない。ただし、遠隔地にあって交通の遮断等によりやむを得ず登庁できない場合は、総務課長等の指示に従い行動するものとする。

- 2 全ての職員は、応急救助、災害復旧等に関する活動等のため参集した自衛隊、緊急消防援助隊等、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員、自主防災組織、赤十字及び企業関係者等に対しても真摯に対応しなければならない。

(緊急参集及び非常招集)

第17条 職員は、勤務時間外、休日等において、次に掲げるときは、非常呼集を待たず、直ちに所属長に連絡をとり登庁しなければならない。

- (1) 大規模風水害の発生を知ったとき
- (2) 震度5弱以上の地震の発生を知ったとき

- 2 職員は、職員自身及びその家族の安全を優先し、災害に巻き込まれないように十分留意するものとし、職員の家族等に重傷等の異常のある場合、登庁を一時取りやめ、救助及び搬送等に全力を尽くした後、通信が可能になった段階で所属長に報告し指示を受けるものとする。
- 3 所属長は、勤務時間外又は休日等においても遅滞なく職員の招集が行われるよう、その招集順位、公用及び私用電話を含めた複数のリストを作成及び管理するとともに、勤務時間外等に備えて宿直室においても管理し緊急参集時等に備える。ただし、リストについては、人事異動等のつど修正し総務課に速やかに提出するものとする。
- 4 職員は、緊急参集する途上で被害又は被害の兆候等を察知した場合は、救助、避難誘導並びに消防及び警察等に通報する等の必要な緊急処置を実施した後、所属長又は本部長に速やかに報告し指示を受けなければならない。

#### 第6章 その他

(訓練計画等)

第18条 非常災害が発生した場合、迅速適切な対策を実施するため、毎年少なくとも1回以上、総合防災訓練を含めた訓練を行うよう努める。

- 2 各種機器を可能な限り実際に作動させ、状況を確認するものとする。
- 3 本部、現地災害対策本部及び地区災害対策本部の運営能力の向上を目的とした図上訓練形式を年1回以上実施するものとする。

(服制及び標識)

第19条 本部長、副本部長、部長及び職員は、災害対策本部が設置された場合、本部長からの別命がある場合又は法令等において特別の定めがある場合を除くほか、災害対応に従事していることが明瞭に判別できる服装等を着用するものとする。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

災害対策本部事務分掌

	部名	担当課	主な業務
--	----	-----	------

危機管理幹	応急対策	総務課	1	本部の開設又は閉鎖に関する事務
			2	本部会議、統括調整会議及び警戒連絡室会議の開催、運営に関する事務
			3	避難指示に関する事務
			4	災害指令の伝達及び避難情報の発令(外国人を含む。)に関する事務
			5	住民の避難誘導及び確認に関する事務
			6	区長への伝達に関する事務
			7	被害状況の概略のとりまとめに関する事務
			8	通信機器の整備等に関する事務
			9	職員の動員及び配置に関する事務
			10	職員の安否確認及び被災職員家庭の救援に関する事務
			11	被災地及び避難所の防犯に関する事務
			12	本部長及び副本部長の秘書事務
			13	避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事務
			14	災害記録及び広報資料の収集整理並びに提供
			15	現地対策本部及び地区災害対応支部の運営に関する事務
			16	罹災証明に関すること
			17	まちづくり会館、コミュニティセンターの運営に関する事務
			18	広報に関する事務
			19	報道機関の対応と連絡調整に関する事務
			20	災害派遣した自衛隊の支援に関する事務
			21	支援のため出勤した警察等の支援に関する事務
		財政課	1	災害関係費の予算配備に関する事務
			2	車両の調達配備に関する事務

			3	緊急電話対策
			4	市有財産の管理に関する事務
		議会事務局	1	市議会との連絡調整に関する事務
			2	部内の応援に関する事務
	医療福祉	健康体育課	1	救護所の開設事務
			2	医療に関する事務
			3	日赤及び医師会との連絡調整事務
			4	DMAT、DWAT及びDHEARTの支援活動に関する事務
			5	伝染病予防等に関する事務
			6	食品衛生の応急対策
			7	医薬品等の調達等に関する連絡調整に関する事務
			8	体育施設の被害調査及び応急対策に関する事務
			9	被災者又はその家族に対するカウンセリングに関する事務
		福祉課	1	要支援者の避難支援に関する事務
			2	社会福祉協議会及び災害ボランティアの支援活動に関する事務
			3	炊き出しに関する事務
			4	福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事務
			5	災害救助法の適用に関する事務
			6	災害見舞金及び義援金の受理配分に関する事務
政策幹	生活支援	未来創造課	1	公共交通に関する事務
			2	外国人の被災状況の把握と支援
			3	陳情資料のとりまとめ
			4	生涯学習センター「友楽喜」、市民交流センター及び図書館の被害調査及び応急対

			策に関する事務
		5	慰問を目的とした公演等の受入れに関する事務
	市民課	1	被害状況の調査(人的被害、物的被害、私有財産及び共有財産の被害)に関する事務
		2	被害による市税の減収見込調査に関する事務
		3	交通安全対策に関する事務
		4	清掃及びし尿処理の応急対策
		5	被災地のごみ収集及び処理
		6	市民からの要望の受付業務
		7	仮設便所の確保及び配備に関する事務
		8	遺体の検案、安置、処理及び火葬に関する細部
		9	ペットの保護及び収容に関する事務
	監査委員事務局	1	部内の応援に関する事務
物資供給	商工文化課	1	緊急物資の調達供給に関する事務
		2	観光客の被災状況の把握と支援
		3	緊急物資輸送に関する業務
		4	救助又は支援に当たるヘリポート等の確保等に関する事務
		5	商工業の被害調査に関する事務
		6	商工業関係の災害対策に関する事務
		7	観光施設の被害調査に関する事務
		8	文化財の応急保護対策に関する事務
		9	物資の購入及び配分に関する事務
	会計課	1	災害に伴う金銭の出納に関する事務
		2	部内の応援に関する事務
文教対策	教育総務課	1	学校の運営に関する事務

			2	文教施設の被害調査と応急対策に関する事務
			3	児童生徒の医療、給食及び学用品の対策に関する事務
			4	被災地に居住する生徒の健康管理に関する事務
		こども課	1	保育施設の運営に関する事務
			2	保育園児、児童館児の調査及び対応に関する事務
技幹	生活基盤維持	農林課 農業委員会 事務局	1	農林業及び農林業施設の災害応急対策に関する事務
			2	農林業被害調査に関する事務
			3	田んぼダムに関する事務
		建設課	1	土石流、崖崩れ等の応急対策及び被害調査に関する事務
			2	防雪及び除雪対策
			3	避難及び支援等の交通の確保に関する事務
			4	救助又は支援に当たるヘリポート等の確保等に関する事務
			5	道路、橋梁、堤防等の啓開、防護及び応急対策に関する事務
			6	公共土木施設災害の調整に関する事務
			7	都市施設の被害調査と応急対策
			8	長尾山総合公園の被害調査と応急対策に関する事務
		営繕課	1	被災建造物の応急対策に関する事務
			2	不在家屋等の応急対策に関する事務
			3	市営住宅の被害調査と応急対策に関する事務
			4	応急仮設住宅に関する事務

		上下水道課	1	応急給水に関する事務(上水道以外も含む。)
			2	上下水道の被害調査と応急対策に関する事務
消防長	消防	消防署	1	消防団(水防団)員の動員に関する事務
			2	消防(水防)協力者の受入れと運用に関する事務
			3	災害防御及び応急対策に関する事務
			4	警報等の発令及び伝達に関する事務
			5	火災予防の対策に関する事務
			6	水防法に基づく水防活動に関する事務
			7	広域消防応援に関する事務
			8	防災ヘリ等の運用に関する事務
			9	ドクターヘリの依頼に関する事務
			10	被災者の捜索及び救助に関する事務
			11	災害情報の収集伝達に関する事務
			12	防火対象物の火気管理指示に関する事務
			13	危険物の安全措置に関する事務
			14	電気施設の指導取締りに関する事務
			15	煙火、ガス、気球、火薬、放射性物質等の技術指導に関する事務
			16	地水利の安全確保に関する事務
			17	警戒監視及び災害現場の監視に関する事務
			18	消防機械器具、通信施設の整備保全に関する事務
			19	必要資材及び車両の整備に関する事務
			20	その他、消防に関する特命に関する事務

別表第2(第2条関係)

統括調整部事務分掌

	担当分野
--	------

危機管理幹	職員、財産管理、要配慮者支援及び救護
政策幹	連絡調整、被害調査、市民誘導、物資供給、調達及び文教対策
技幹	公共土木施設応急対策、上下水道施設応急対策及び農林応急対策
消防長	消火活動、救助活動及び水防活動
事務局(危機管理幹、総務課長、防災安全専門官、総務課員、各課からの増強職員)	情報収集の整理及び分析、災害対策本部の運営全般、関係機関との調整全般並びに本部長方針の取りまとめ

別表第3(第5条関係)

配備に関する基準

(1) 風水害等発生時

本部設置前

区分	配備内容	配備基準	対応組織
注意体制	<p>庁内各課の職員で情報連絡活動が円滑に行え得る体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集、整理、伝達</li> <li>・警戒体制への移行準備</li> </ul>	<p>(1) 強風、大雨、冬季における低温等の注意報が発表、警報の早期情報による注意喚起も出され、危機管理幹が必要と認めた場合</p> <p>(2) 気象台からキキクル警戒レベル2相当の気象情報が発表され危機管理幹が必要と認めた場合</p> <p>(3) 8時間以内に台風の暴風圏に勝山市が含まれると予報され、危機管理幹が必要と認めた場合</p> <p>(4) 融雪注意報が出される等、急激な気温上昇及び降雨等により、融雪増水、土砂災害並びに雪崩が予想</p>	<p>(勤務時間内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課等及びまちづくり会館等</li> <li>・災害連絡会議の開設</li> </ul> <p>(勤務時間外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿日直者</li> <li>・必要に応じ総務課職員</li> </ul> <p>(避難所の体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所管理責任者等は、市と連絡をとれる体制をとる</li> <li>・まちづくり会館館長、同職員は</li> </ul>

		され危機管理幹が必要と 認める場合	災害予防に関し 諸確認を行う。
--	--	----------------------	--------------------

警戒体制	<p>庁内各課の必要人員をも って充てるもので、情報連 絡体制を強化し、事態の推 移に伴い速やかに本部体 制に切り替える体制をと る。</p>	<p>(1) 暴風、大雨、大雪等の警 報が発表され、危機管理幹 が必要と認めた場合</p> <p>(2) 気象台からキキクル警戒 レベル3相当の警戒情報が 発表され、危機管理幹が必 要と認めた場合</p> <p>(3) 河川水位が避難判断水位 に到達し、かつ上流域の観 測所の河川水位が上昇し ている場合</p> <p>(4) 災害対策本部を設置する に至らない小規模の災害 が発生した場合</p> <p>(5) 積雪量が市街地で100cm 程度に達し、更に降雪が予 想される場合(雪害対策 室)</p>	<p>(勤務時間内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課等及びまち づくり会館等</li> <li>・災害対策警戒連 絡室の開設</li> </ul> <p>(勤務時間外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿日直者</li> <li>・総務課、建設課、 営繕課及び農林 課であらかじめ 指定された職員 (ただし、建設 課、営繕課及び 農林課について は、除雪班体制 時(12月～2月) の大雪警報発表 時については、 その除雪班の中 であらかじめ指 定された者とし る)</li> <li>・必要に応じ、福 祉課、健康体育 課、上下水道課、 教育総務課及び こども課職員 (避難所の体制)</li> <li>・まちづくり会館 館長及び避難所 管理責任者等</li> </ul>
------	---	--	---

				は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制を整備する。
--	--	--	--	--------------------------------

本部設置

配備内容	配備基準
市長の命令により職員総員をもって充てる。ただし、本部長の命により減員しBCP等に従い他の業務も併せて遂行する場合もある。	(1) 暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪等に関する警戒情報が発表された場合 (2) 河川が氾濫危険水位に達した、又は達すると予想される場合 (3) 気象台からキキクル警戒レベル4以上の警戒情報が発表された場合 (4) 災害発生のお知らせがあった場合 (5) 大雨等により、九頭竜ダムの異常降水時防水操作(緊急放水)のお知らせがあった場合 (6) 積雪量が市街地で150cm程度に達し、大規模雪害が発生又は予想される場合

(2) 地震等発生時

本部設置前

区分	配備内容	配備基準	対応組織
注意体制	庁内各課の職員で情報連絡活動が円滑に行え得る体制をとる。 ・ 災害情報の収集、整理、伝達 ・ 警戒体制への移行準備	(1) 市内で震度3の地震が発生し軽微な被害のお知らせがあった場合 (2) 火災が山林を含む市内で発生し、2時間以上延焼を続けている場合 (3) 気象庁から白山の噴火警戒レベル2が発表された場合	(勤務時間内) ・ 各課等 (勤務時間外) ・ 宿日直者 ・ 必要に応じ総務課職員 (避難所の体制) ・ 避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる。市民から自主避難の要請があった場合、遅滞なく応じる。

警戒体制	<p>庁内各課の必要人員をもって充てるもので、災害応急対策等又はその初期段階で情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに本部体制に切り替える体制をとる。</p>	<p>(1) 市内で震度4の地震が発生した場合</p> <p>(2) 気象庁から白山の噴火警報レベル3が発表された場合</p> <p>(3) 火災が山林を含む市内で発生し、6時間以上鎮火せず延焼を続けており、人家が巻き込まれる可能性のある場合</p>	<p>災害対策警戒連絡室の設置</p> <p>(勤務時間外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿日直者</li> <li>・ 総務課、建設課、営繕課及び農林課であらかじめ指定された職員</li> <li>・ 必要に応じ、福祉課、健康体育課、上下水道課、教育総務課及びこども課職員</li> </ul> <p>(避難所の体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり会館館長及び避難所管理責任者等は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制を整備する。</li> <li>・ 避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集</li> </ul>
------	--	---	---

本部設置

配備内容	配備基準
------	------

<p>市長の命令により、原則として職員総員をもって充てる。ただし、本部長の命により減員しBCP等に従い他の業務も併せて遂行する場合もある。</p>	<p>(1) 市内で震度5弱以上の地震が発生又は震度4以下で比較的大きな被害が認められた場合</p> <p>(2) 気象庁から白山の噴火警報レベル4以上が発表された場合</p> <p>(3) 火災が山林を含む市内で発生し、多数の住家が巻き込まれる可能性が高いと判断される場合</p> <p>(4) その他市長が必要と認める場合</p>
---	---

○勝山市雪害対策会議開催要綱

平成17年11月16日

告示第46号

改正 平成25年5月13日告示第23号

令和2年3月31日告示第173号

令和4年3月31日告示第254号

(目的)

第1条 勝山市地域防災計画に基づき、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進することにより市民生活の安定に寄与するため、勝山市雪害対策会議(以下「雪害会議」という。)を開催することについて、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 雪害会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 勝山市雪害対策計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 雪害会議を構成する地区及び機関等間の情報交換と連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(委員)

第3条 雪害会議に、会長を置く。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する者が、その職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者のうちから、出席を依頼し、開催する。
  - (1) 福井県の知事の部内の職員
  - (2) 福井県警察の警察官
  - (3) 市議会議長及び常任委員長
  - (4) 市長の課内の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長、消防署長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員
  - (8) 市内各地区々長会長
  - (9) その他市長が特に必要と認める者

(招集)

第4条 雪害会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第5条 雪害会議の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、雪害会議の運営に関し必要な事項は会長が雪害会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則(平成25年5月13日告示第23号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第173号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第254号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## ○勝山市水防協議会設置条例

(平成 18 年 12 月 25 日条例第 16 号)  
改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 22 号  
令和 4 年 12 月 15 日条例第 17 号

勝山市水防協議会設置条例（昭和 39 年勝山市条例第 12 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 5 項の規定により、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、勝山市水防協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 名及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長は、水防管理者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから水防管理者が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 水防関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

4 協議会に顧問を若干名置くことができる。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水防計画の審議に関すること。

(2) 水防に関し、重要な事項の調査審議に関すること。

(3) 水防に関し、関係機関等への意見具申に関すること。

(任期)

第 4 条 第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会長)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第 6 条 関係行政機関の職員及び水防関係団体の代表者である委員に、やむを得ない事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(会議)

第 7 条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第 8 条 協議会に書記を置く。

2 書記は消防本部係員をもって充て、事務に従事する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 15 日条例第 17 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

平成2年4月1日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		流失	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 595,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内  一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内  検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○空家等の適切な管理に関する条例

平成30年9月20日条例第6号

改正 令和元年12月18日条例第19号

令和5年12月18日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。

(民事における解決の原則)

第3条 適切に管理されていない空家等により被害を受けるおそれのある者及び当該空家等の所有者等は、民事によりその解決を図るように努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 空家等の適切な管理を促進するための市民等の意識の啓発、情報の提供その他必要な措置に関すること
- (2) 適切な管理が行われていない空家等に対する改善又は解消を図るために必要な措置に関すること
- (3) 前2号のほか、空家等の適切な管理の促進のために必要な措置に関すること
- (4) 前各号の措置を実施するために必要な体制の整備に関すること

(市民等の役割)

第6条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

2 市民等は、前条の規定により市が実施する措置に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、地域に存する空家等の適切な管理に寄与するため、防災、防犯等に係る地域活動に協力するよう努めるものとする。

(公表)

第7条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 当該命令の対象である空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(空家等対策協議会)

第8条 法第8条第1項の規定に基づく協議会として、市長の附属機関として、勝山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 特定空家等の認定に関する事項

(3) 特定空家等に対する措置に関する事項

(4) その他空家等に関する対策に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等の認定)

第9条 市長は、空家等の所有者等に対して、必要に応じて適切な管理を行うよう要請するものとする。

2 市長は、前項の要請にも関わらず適切な管理が行われないうために当該空家等が特定空家等であると疑われるときは、法第9条第2項の規定による立入調査等を行い、特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が逼迫していると認められるときは、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)をとることができる。

2 市長は、緊急安全措置をとるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知できない場合等はこの限りでない。

3 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(代執行)

第11条 市長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する消防署、警察署その他関係機関(以下「関係機関」という。)から、適切な管理が行われていない空家等に係る情報を収集することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に適切な管理が行われていない空家等に係る情報を提供することができる。

3 市長は、関係機関に対し、空家等の適切な管理を促進するために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。